

ほほえみ

第42号

発行：平成27年3月31日

湘北地区社会福祉協議会

鶴が台評議委員会

発行責任者：森井 香代子

中学生の言葉にみんな感動しました!!

二月一五日日曜日に、湘北地区社会福祉協議会の地域福祉を考える懇談会主催の「まち探検」があり八十余名の市民が参加し、四つのグループに分かれ、香川にあるデイサービス・ショートステイ・ミニティサロン・介護リハビリ施設・包括支援センター等六か所の福祉施設を見学しました。

「まち探検」は毎年十二月開催ですが、今年は延期した為中学校では三年生は翌日に県立高校入試、一・二年生は定期テストなので残念でしたが、すでに高校入試合格した男子三年生二名が参加してくれました。

見学後は香川自治会館に集まり、各グループで話合つて発表しました。「中学生の感想をお願いします」と司会者に言われて、大勢の大人たちの前に二人の生徒と教頭先生が立ちました。

教頭先生が質問しました。「今日はどうして、まち探検に参加をしたのですか?」「高齢の祖父が施設で生活しているのです」「将来は福祉の仕事に就きたいのです」みんなは大きな拍手をしました。

「では、この地域がどんな地域になつて欲しいですか?」「みんなが争わず、助け合つて、平和な地域であつて欲しいです」大人たちは思いがけない若者たちの言葉に、感動して、大きな、大きな拍手を送りました。



やさしさいっぱいの子どもたち

突然のことでしたが丁度通りかかった、三人の男の小学生たちがビックリして、すぐに側に来て「おばあさん、大丈夫ですか?」と声を掛けてくれました。

起き上がるのを助けてくれて、買い物袋を持つてくれました。私は恥ずかしいのと痛いので、訳が分からなくなつていたようです。

小学生たちはとうとう、家まで荷物を持って付いて来てくれました。私は、有難くて何度もお礼を言いました。お菓子でも渡したかったのですが、子どもたちは笑顔で帰つて行き、名前も覚えていません。

小学生たちの優しさに、心から感謝をしました。本当に有難うございました。

本当に有難う 小学生たち



最近、川崎の河川敷の悲しい事件がありましたが、私たちの身近にいる小中学生の、優しく賢い様子をお伝えします。

鶴が台!! たくさんの “人の集まるる場所”

鶴が台には、他地域に比べ集会施設がたくさんあります。集会所が2つ、鶴が台小学校の多目的室・近くに香川公民館もあります。鶴が台は、緑が多く公園もたくさんあります。

だから、サークルもたくさんあり、周辺から大勢の人が集まります。ちょっとめずらしい地域です。



利用され、15周年を迎えました。
おかげさまで現在は35人前後の方が

団地よいとこ!!

鶴が台だから生まれた

それでも私たち、
はじめました!?

台小に多目的室が出来た!!

誰でも使えるサロンを作らない!?

始まりは気のあった友だち4人。ノーハウもない。お金もない。無いいづくしの中で始まりました!!

毎週水曜日 10:00~14:00

於 鶴が台小学校多目的室

利用される方のコーヒー代50円だけの収益で15年間運営
開設15周年!! ひまわりの会「水曜サロン」

15年前、始めたのは良いけれど
「福祉＝お年寄り」のイメージがあり利用許可になるか心配でした。
コーヒー・カッピング・テーブルクロス・花など4人で持ちより、雰囲気・味・サービスでは、プロに近づきたいと始めました。

人が来ない!? ドウシヨウ?

顔見知りにお付き合いいただき「マン・ツーマン」の状態が続きました。そんな時、老人会の会長さんたちが自分たちの「Eラウンジ」のサロンを開く前に毎週来て下さり、「おつりはないよ」と励まして下さいました。小さいお体をちょこんとソファに二人で座り「おいしい!!」とほめて下さった姿が今も忘れられません。



安心して暮らす 初めの一歩
団地に引っ越してから、誰も知り合いがいなくて、誰とも話をすることも無くて一週間が過ぎ、一ヶ月が過ぎて、気が付くと私は引きこもりになっていました。

散歩に出たのに、団地の中で迷子になつて、自分がどこに居るのか分からなくなり、ずっと家に居ることが増えました。もう頭が変になりそうでした。ある日、ゴミを出しに行つた時に、「コンニチハ!!」と声を掛けてくれた方がいました。嬉しかつたですね。「コンニチハ!!」と挨拶が出来ました。隣の階段の方でしたが、笑顔で声を掛けてくれたので、本当にホッとしました。

「いい天気ですね」とか話しているうちに「最近引っ越して来て迷子になつて」と話をしました。すると「ちょっと寄つていらっしやいよ」と声を掛けて頂いて、その方の部屋に招かれました。

その方も引っ越してきてから寂しい思いを経験していましたと、声を掛けてくださつたそうです。それからEラウンジに誘われてお手伝いもするようになり知り合いが増えました。

挨拶が初めの一歩です。一人暮らしの方も増えました。お喋りが出来るご近所さんは私にとって何よりの財産です。

(二街区 Oさん)



出来ること!? サロン・福祉活動



茅ヶ崎市初の

子育ち応援する会 「きらきらぼし」

始まりは

17年前、この地域で子育てに悩んだ母親による悲しい事件が起きました。

「他人事ではない、自分だつてもしかしたら…」と止むにやまれぬ思いで集まつた3人の女性が始めました。

集会所の和室を借りてみたのですが、子どもも母親たちも誰も来ませんでした。

「月一回ではなく、毎週一回。午前中だけではなくて午後も開いているところを。」そんな思いで始まりました。

名前に願いを「めて

「きらきらぼし」は母も子も「きらきら輝いてほしい」と名前を付けました。

チラシを作つて、公園に行き親子連れに恐る恐る声を掛けました。

「宝石を売る会なのでは?」と怪しまれたこともあります。

子どもを自由に遊ばせながら、

ホッと出来る場所

暑さ・寒さ・雨風の日でも遊べる、おも

ちゃもいっぱいある「室内公園」です。

現在は「15～20組」の親子が利用し、

おしゃべりをしながらゆつくり「リフレッシュ」できる場所になつています。

子どもたちが、遊びながら成長していく姿を見て安心できるところです。

平成20年 第一回「かながわ子ども・子育て奨励賞」を頂きました。
毎週月曜日 10：00～14：00
於 鶴が台小学校多目的室



始まりは

15年位前でしようか「カラオケ 橋」で始まりましたが店が閉店となり、しばらく休みました。カラオケファンの方から「うたごえ喫茶をやつてほしい」と声が掛かり、鶴が台集会所で再スタートする事になりました。

この4月で39回目を迎えます。最初の頃はポスター貼りチラシ配りもしました。

どんなサークル?

会員制ではなく一回500円（ドリンク付）

偶数月第4火曜日 19時～21時

団地第一集会所洋室3 でやつています。

世話役は3人、近頃は片づけを手伝つて下さる方もいます。演奏はピアノとギターの生演奏です。司会は「江さし純さん」です。「司会者のトークが楽しい」という方も大勢います。時には「コカリナ」を聞かせて下さる時もあります。

参加者は?

30～40人位で団塊の世代前後の方が多い

く、ご夫婦で来て下さる方もいます。

みんな青春時代に戻りたくな声で唄い、又、リクエストされた方の中にはマイクを手に唄い盛り上つています。

みなさまの参加をお待ちしています。



サークル「うたごえ喫茶」

介護保険の改正

平成26年6月18日介護保険法が改正され、平成27年4月以降、順次施行されていきます。

1 利用者負担の増加：平成27年8月より

現在、介護保険の利用者負担は、一律1割負担ですが一定以上の所得がある人は、2割負担に上がります。その際、市が認定者1人ひとりに利用者負担割合を証する書面を発行します。

※年金収入等、単身で280万円以上、二人以上で346万円以上の方が2割負担 346万円未満の方は1割負担

2 特別養護老人(特養)ホーム入所基準の厳格化

：平成27年4月より

特養ホームは、現在要介護1から入所できますが、これからは、在宅での生活が困難と認められた特例を除き「要介護3以上」に限定されます。※要介護1・2で施行日にすでに利用している方は引き続き利用が可能です。

3 特別養護老人(特養)ホームの食費や部屋代

：平成27年8月より

特養ホームは、低所得の方に対しては、食費や部室代を補助する仕組み（軽減制度）があります。

これは住民税の非課税世帯をもつて低所得者としていましたが預貯金を多く受け取られている方がいたり、不公正なため受けられなくなります。

※預貯金 「単身で1000万円超、夫婦で2000万円超は、打ち切り」

配偶者

「世帯分離しても配偶者に住民税の課税所得があれば打ち切り」

介護保険の改正

平成26年6月18日介護保険法が改正され、平成27年4月以降、順次施行されていきます。

1 利用者負担の増加：平成27年8月より

現在、介護保険の利用者負担は、一律1割負担ですが一定以上の所得がある人は、2割負担に上がります。その際、市が認定者1人ひとりに利用者負担割合を証する書面を発行します。

※年金収入等、単身で280万円以上、二人以上で346万円以上の方が2割負担 346万円未満の方は1割負担

2 特別養護老人(特養)ホーム入所基準の厳格化

：平成27年4月より

特養ホームは、現在要介護1から入所できますが、これからは、在宅での生活が困難と認められた特例を除き「要介護3以上」に限定されます。※要介護1・2で施行日にすでに利用している方は引き続き利用が可能です。

3 特別養護老人(特養)ホームの食費や部屋代

：平成27年8月より

特養ホームは、低所得の方に対しては、食費や部室代を補助する仕組み（軽減制度）があります。

これは住民税の非課税世帯をもつて低所得者としていましたが預貯金を多く受け取っている方がいたり、不公正なため受けられなくなります。

※預貯金 「単身で1000万円超、夫婦で2000万円超は、打ち切り」

配偶者

「世帯分離しても配偶者に住民税の課税所得があれば打ち切り」

4 要支援者向けサービスを市区町村へ事業の移管

・茅ヶ崎市は平成29年4月より実施予定

介護保険は要介護1～5に向けた「介護給付」と要支援1・2に向けた「予防給付」があります。

このうち、要支援者向けの「予防給付」は訪問介護と通所介護（デイサービス）・生活支援サービスなどが市町村に移管されその裁量に任せる事になります。

問題点

○地域格差が生じます!!

現在実施されている予防給付は、国が定めた一律の基準の下で運営されて居るために、全国どこに住んでいても同じサービスを受ける事ができます。しかし、市町村に事業が移るということは、住んでいる地域によって料金やサービス内容に差が出てしまします。

○予算!!

国が行っている事業に関しては、予算が上限に達しても事業の打ち切りとなる事は、ありません。市町村の要支援者事業については予算の無い自治体はサービスの縮小や利用料金の値上げが考えられます。

これからの課題

今回、私たちに身近な「介護保険」の改正事項の一部を記載しました。

関心の高い要支援1・2に向けた「予防給付」は茅ヶ崎市の場合は、訪問介護ならびに通所介護等についても未だ猶予期間がある為、市はサービス事業者等とこれから協議し、合理的な特色のある事業サービスを受けられる様に努力をするとのことです。

詳細は、左記へお問い合わせ下さい。

82-1111

市役所高齢福祉介護課

私たちには「んな活動をしてます
鶴が台評議員会 平成26年度活動報告

*「す」やかサロン」年4回

・4/4お花見のつどい「悪徳商法に騙されない」

・7/3七夕のつどい「保育園児とのふれあい」

・11/6秋のつどい「クリスマスリース作り」

・2/5早春のつどい「津軽三味線」お弁当

*わを広げよう”たんぽぽの会”年4回

・5/18 クイズ・カラオケ・ビンゴ

・8/24 トランプゲーム

・11/16 折り紙でクリスマスリース

・3/29 指遊び・クイズ・ビンゴ大会・食事

・5/18 クイズ・カラオケ・ビンゴ

・8/24 トランプゲーム

・11/16 折り紙でクリスマスリース

私たちに何が出来るのか?

編集後記

